

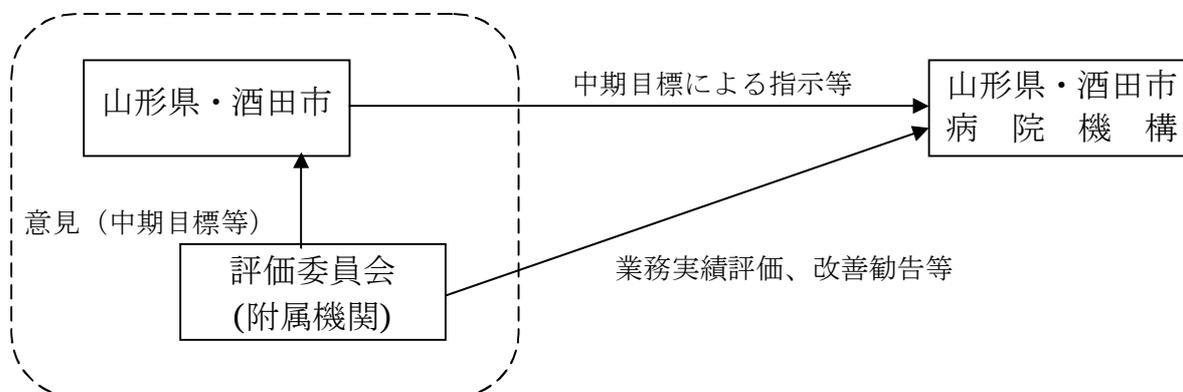
## 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会の概要について

### 1 設置理由

県と酒田市は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務の実績に関する評価等を行うため、地方自治法第252条の7第1項の規定により、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会を共同で設置。

### 2 評価委員会の主な業務

- ・ 業務の実績に関する評価【地方独立行政法人法（以下「法」という。）第11条】
- ・ 設立団体の長による中期目標の作成・変更の際の意見【法第25条】
- ・ 中期計画の作成・変更に対して設立団体の長が認可する際の意見【法第26条】
- ・ 中期目標期間終了時に、設立団体の長が業務を継続させる必要性、組織のあり方、業務の全般等を検討し、所要の措置を講ずる際の意見【法第31条】



### 3 組織・会議等

#### ①組織

- ・ 委員6人以内で組織する。臨時委員を置くことができる。

#### ②役職

- ・ 委員長…委員の互選で選任。会議の議長となる
- ・ 副委員長…委員の互選で選任。委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### ③会議

- ・ 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・ 議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 4 19年度中の開催予定

回数	開催予定日時	内 容
第1回	平成19年12月6日(木)	正副委員長選出、中期目標の概略説明
第2回	平成20年 1月上旬	中期目標 中期計画、業務方法書等の審議
第3回	平成20年 2月下旬	法人組織説明、法人運営説明

